

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

支援制度情報④ 持続化給付金 受付開始！

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業所の皆様が利用できる支援策をお知らせします。

持続化給付金

個人事業者 100万円以内
法人企業 200万円以内

一人10万円の
定額給付金と
併用可能

感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【対象者】中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他各種法人等で、
新型コロナウイルスの影響により、

売上が前年同月比で50%以上減少している者

※2019年に創業した方や、売上が一定期間に偏っている方等には特例あり。

【給付額】前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)
上記の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給

【申請手続】下記の持続化給付金HPからの**電子申請**

※電子申請が困難な方のため、後日「申請サポート会場」開設予定(場所・時期未定)

【必要書類】前年の確定申告書類、売上減少となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写し(個人の場合) ※他に必要になる場合があります

【給付時期】申請から通常2週間程度で入金予定

【申請期間】令和2年5月1日～令和3年1月15日

【問合せ先】**持続化給付金コールセンター TEL 0120-115-570**
持続化給付金HP <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

必要書類を
ご準備ください



三条市 持続化給付金前借り支給

持続化給付金支給までの
つなぎ融資

【対象者】上記の持続化給付金の支給要件に該当する事業者

【融資上限額】上記の持続化給付金の支給上限額(法人200万円以内、個人100万円以内)

【取扱金融機関】三条信用金庫、三條信用組合

【問合せ先】三条市役所 経済部 商工課 TEL 0256-34-5610

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

当所では、新型コロナウイルスによる事業への影響など、経営に関するご相談窓口を設置しております。お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ> 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>

※今後も、支援制度情報を随時配信してまいります。本案内は当所HP上にも掲載いたします。今後、支援制度情報のFAX配信を希望されない方は、お手数ですが上記お問い合わせ先へご連絡ください。